

月刊 労運研レポート No. 75

2020年9月10日号

<特集> 最低賃金闘争

<巻頭言> 「アベ政治」を完全に葬り去ろう・・・・・・・・・・	伊藤 彰信	2P
資料：連合・立憲民主・国民民主「共有する理念について」・・		5P
最低賃金を引き上げないことは許されない・・・・・・・・・・	河添 誠	7P
四国キャラバン：最賃1500円実現、JAL解雇撤回をアピール・・	河村 洋二	10P
広島：広島地方最低賃金審議会へ意見陳述・・・・・・・・・・	上関 英穂	12P
神奈川：1円アップの時給1012円を答申・・・・・・・・・・	米山 哲朗	14P
栃木：意見陳述で最賃引上げの必要性を主張・・・・・・・・	嶋田 泰治	15P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

〒105-0014 東京都港区芝 2-8-13 KITA ハイム芝 301 全国一般全国協気付

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail roukenj2014@yahoo.co.jp

<巻頭言>

「アベ政治」を完全に葬り去ろう

—労働・社会分野からの攻勢を—

伊藤 彰信（労運研事務局長）

運動の力で安倍政権を打倒できなかった

安倍首相が8月28日、辞任を表明した。持病の潰瘍性大腸炎が悪化したため総理の職務に耐えられないという理由である。直接の理由はそうかもしれないが、安倍政権のコロナ対策に対する不満が蔓延し、内閣支持率は下がり政権末期症状になっていた。安倍にしてみれば、経済対策を行い、9月に来年度予算の概算要求を取りまとめ、10月総選挙に打って出る腹積もりだったろう。しかし、7月からの感染者数の増加によって夢は絶たれ、辞任に追い込まれたというのは、穿った見方だろうか。

この7年間、安倍政権打倒を叫んできた我々にとって、安倍の辞任はよろこばしい出来事であるが、我々の運動の力で辞任に追い込むことができなかったことはきわめて残念である。安倍政権をここまで長期政権として維持させてきたのは、ほかでもない労働運動の弱さであり、野党の弱さである。

安倍政権の政策継承をめざす自民党主流派と財界

マスコミは自民党総裁選一色である。菅官房長官が急浮上した背景は、安倍政権の政策の継続を図りたいという自民党主流派の思惑であり、財界の希望でもある。したがって、7年8カ月の安倍政権をどう評価するか、我々が許さないとした「アベ政治」とは何か、という議論は重要であるが、その議論を経なければ次の運動はつukれないというのでは困る。「政治空白」をつくらないという名目で、当面は「アベ政治」の継承で行くというのが政権側の方針であるなら、「アベ政治を許さない」と叫んでいた我々が、安倍がいなくなったあと、本当に「アベ政治」を葬り去ることができるのか。我々の力が試されている。

菅官房長官は総裁選出馬記者会見で、安倍路線の継承を表明し、最優先課題に新型コロナウイルス感染症対策を挙げ「感染防止対策と社会経済活動の両立を図る」とした。注目しなければ点は、安倍政権との違いを聞かれた質問に「役所の縦割りの弊害を打ち破って、新しいものをつくっていくことをやり遂げたい」と答えたことだ。もちろん、モリ、カケ、サクラ隠し、村度政治の継承と読むことはできるが、緊急事態条項も意識した危機管理政治の実現を目指しているのではないだろうか。

政府は、安倍首相の辞任記者会見直前の新型コロナウイルス感染症対策本部で、追加対策を決定している。ワクチンの確保や検査能力の拡充、医療機関の経営支援などである。無症状、軽症者を含めて感染者は隔離・入院治療するという感染症法上の運用も見直すことにしている。保健所や感染症医療機関を削減した政策や検査対象者を絞り込んできた対応を正当化する対策である。

今回の自民党総裁選は1年間のリリーフを決める総裁選であるが、コロナの新規感染者数の減少傾向が続けば、新政権は政権基盤の安定を図るために総選挙に打って出る可能性が高い。そうすれば今後4年間の安定政権が生まれる。リーマンショックによって民主党に政権を渡さざるを得なかった自民党は、コロナショックという未曾有の危機で政権を手放すことはしないと決意しているに違いない。

合流新党によって野党共闘はどうなるのか

立憲民主党と国民民主党の合流大会が、自民党大会の翌日、9月15日に開催される。しかし、大きな盛り上がりは見られない。それは野党共闘の流れの中でつくられたというよりは、衆議院選挙の議席獲得を目指した当面の数合わせに過ぎないと思われているからである。

野党共闘は、安保法制廃止の課題別共闘からはじまり、2016年の参議院選挙を闘った。さらに、安倍による改憲を許さない運動へと広がりを見せてきた。2019年7月の参議院選挙では、安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合の13項目の要望を立憲野党4党1会派が受け止め、参議院選挙を協力して闘った。安倍政権にしてみれば、野党共闘の分断が選挙対策の中心であった。2017年10月の総選挙では、小池百合子が「希望の党」による野党共闘の分断を仕掛けた。しかし、選別排除は認められないとして「立憲民主党」がつけられてきた経過がある。昨年12月、立憲民主党が新党結成を呼び掛けた。今年7月の東京都知事選は、野党共闘が成立しないまま、選挙戦に突入してしまった。

そして、今度の合流新党である。合流新党の綱領案は既に発表されている。8月27日に連合・立憲民主党・国民民主党との意見交換における「共有する『理念』について」合意した(5ページ資料参照)。総がかり行動に消極的だった連合執行部との合意は、野党共闘にとってどのような意味を持つのか不明である。

日本は議院内閣制であり、国のトップは国会議員が選出する。いわばイギリス型である。フランスの大統領選挙では、複数の政党が推す統一候補を立て、政権を取った場合に実施する政策である政権構想を選挙綱領として掲げて選挙戦を闘う。過半数を取れない場合は、決選投票を行う。アメリカの大統領選挙は、二大政党の枠組みの中で予備選挙が闘われ、大統領候補指名が行われる党大会では、政権構想を同時に採択する。今回、民主党大会では、バイデン氏を指名すると同時にサンダース氏などの主張を一部取り入れた政権構想がまとめられたと聞いている。

日本の課題別の野党共闘では、選挙協力はできても、政権を争う選挙共闘になっていない状況である。野党共闘の現状を理解しながら、小選挙区制の中で、政権維持のための派閥統一戦線党的な自民党とどう選挙戦を闘うのか。運動の側も、政党と労働組合の関係、政治的社会的統一戦線の現実的あり方について深めることが課題である。政党によって運動が引き回されるのではなく、運動が政党を動かして、労働運動、大衆運動に依拠した政党、政治共闘をつくりあげなければならない。

「総がかり行動」の枠組みを基礎に運動を強化しよう

労運研は、脱原発を掲げる平和フォーラムを応援し、民主党政権の末期的状況を見据えながら準備をすすめ、民主党政権を支え続ける連合執行部とは異なる労働運動の形成をめざす

研究組織として 2013 年 4 月に発足した。そして、新自由主義と対決する労働運動、労働基本権を行使する労働運動、新しい労働運動の創造とその担い手の育成を基調に活動してきた。

「総がかり行動」は、正式な名称を「戦争させない、9 条壊すな！総がかり行動」といい、2014 年 12 月に結成された。2015 年 5 月 3 日、横浜で 4 万人集会を成功させ、その後の安保法制反対闘争では 10 万人集会を成功させるなど大きなうねりをつくった。横浜集会で掲げたスローガンは、「戦争、原発、貧困、差別を許さない」であった。「貧困」は主要には労働運動課題であり、平和フォーラムが取り上げることができない課題である。

新自由主義が世界にもたらした最大の問題は、貧困と格差である。労運研は「貧困・格差・差別」の課題に取り組み、最低賃金の大幅引き上げ、労契法 20 条裁判を積極的に闘ってきた。労働分野、社会分野での貧困と格差をなくす政策の実現をめざすことで、総がかり行動の一翼を担ってきたつもりである。「働き方改革反対」を掲げて 2018 年に実施した労働法制改悪反対全国キャラバンでは、「8 時間働けば暮らせる社会を」をスローガンに運動を展開してきた。そして、新自由主義が公共サービスにも市場原理を持ち込んできたことに対して、「公共サービスを取り戻そう」と地域共闘の形成の市民運動との連携を模索している。労運研が作り上げてきた活動は不十分であるが、ここを基礎に、選別排除をすることなく、春闘が消滅した時代、さらにコロナ時代の労働運動を構築していかなければならない。

総がかり行動にしてみれば、この秋は「敵基地攻撃能力の保有」を政府方針とすることを絶対に阻止しなければならない重要な時期である。

非正規労働者が主体となる労働運動の形成を

日本経団連は、6 月 2 日に総会を開いた。2020 年度の事業方針では「様々な分野でデジタル化を加速度的に進めることが急務である。DX（デジタルトランスフォーメーション）を通じた Society5.0 の実現に向け、一気呵成に経済社会の大変革を成し遂げ、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に繋げていかなければならない」とし、「働き方改革」については「テレワークを定着させるとともに、裁量労働制やフレックスタイム制などの拡充・普及、社員の能力や仕事に着目した賃金制度など、働き手のエンゲージメント向上に資する働き方改革へと深化を図る」としている。総会後の記者会見で中西会長は「雇用調整助成金はじめ政府の支援策を活用しつつ雇用の維持に最善を尽くす」と述べるとともに「倒産で職を失う方々がスムーズに他産業にも移行できるよう制度整備を進めることも重要である」と述べた。「失業を伴う労働力移動」を容認した発言である。

連合執行部は、高プロを除き「働き方改革」に賛成した。デジタル・トランスフォーメーションをはじめとする技術革新によって産業競争力の飛躍的な向上を図るとしている。日本経団連の方向性と同じである。大企業労組の労働条件引き上げを波及させ、全体の底上げを図るという方針を変えていないように思われる。技術革新が雇用を奪う時代において、「失業を伴う労働力の移動」や産業構造の転換が進む中で、どのように労働者の雇用と生活を守ろうとしていくのだろうか。

コロナ時代の働き方は、いのちを守り、安全で健康、快適に働くこと、雇用や生活でのセーフティーネットが完備すること、エネルギーやライフラインを含めて危機に対応できる社会的なインフラやサービスを整備すること、そのような社会づくりを労働者が参加し民主主

義を発動しながらつくり上げることである。自分の雇用しか関心がなく、賃上げしか関心がなく、正社員クラブと揶揄される労働組合を、すべての労働者のために活動する組織に変えていかなければならない。働くことの改善は、働く者の団結によってしか変えることができない。賃金さえ上昇すれば幸せになれる時代ではない。セーフティーネットは社会保障の問題、危機管理は政治の問題と区分けして労働組合の課題から分離して運動してきた傾向がある。分離するのではなく労働運動の課題として一体的に闘わなければならない。そのためには、働く現場に分け入り、現場の働き方から社会制度までを貫く運動をつくり上げることである。その主体は、エッセンシャルワーカーといわれる、社会的インフラを支える現業労働者、暮らしを支える公共サービス労働者ではないだろうか。その多くは非正規労働者であり、労働現場で差別されている人たちである。

労運研は、非正規労働者の要求とエネルギーを基礎にした運動をつくりだし、集団的労使関係の形成、労働運動の強化をつうじて、世の中を動かす力量をつけ、競争社会ではなく共生社会をつくりだす。今までの労働組合活動のあり方を見直しながら、新しい労働運動の創造を果たすべく、労運研の第二期をつくろうではないか。

<資 料>

2020年8月27日

連合・立憲民主党・国民民主党との意見交換

共有する「理念」について －命と暮らしを守る「新しい標準(ニューノーマル)」を創る－

6月26日、連合、立憲民主党、国民民主党は、コロナ時代を踏まえ、日本の将来ビジョン・目指す社会像についてそれぞれが構想を深める必要性を確認した。以降、3回の意見交換を通じて、各構想を照らし合わせ、共有する「理念」の精選を行ってきた。

このたびの新型コロナウイルス感染症拡大という、全地球的な緊急事態に際し、私たちの命や暮らし、仕事や職場は、不安の拡大と不確実性の高まりという深刻な危機にさらされ、わが国の経済社会は、さまざまな脆弱さが露呈をした。眼前の危機への対応はもとより、わが国の社会・経済・政治のあり方を徹底的に問い直す力、そして、変革する歩みこそが、将来への確かな道筋になると確信する。

私たちは、「一人ひとりの命と暮らしを守り抜くこと」を、わが国の社会・経済・政治の基軸に据えて、コロナ禍を乗り越えたとともに、ポスト コロナ、ウイズコロナにおける「新しい標準(ニューノーマル)」を創る。

自己責任から支え合いへ。わが国で働きくらす人々が個々に分断されて生きる社会ではなく、一人ひとりがつながり合い、互いに支え合う、安心して将来への希望をもつことができる持続可能な社会のグランドデザインを以下の通り共有し、その実現に向けた取り組みを一步一步進めていく。

なお、立憲民主党と国民民主党は、それぞれ解党し、「命と暮らしを守る、国民が主役の政党」の結成に向けて歩み出した。新党においてもこの理念を踏まえ、命と暮らしを守る政策の実現強化につなげていく。

■日本の将来ビジョン・めざす社会像

- コロナ禍及びそれにより明らかになった社会の脆弱さを克服する。
- 「命とくらしを守ること」をすべての基軸に、未来を切り拓く。
- 一人ひとりの可能性をもとに、格差を廃した社会づくりを通じ新たな国民生活の活力に結びつける。
 - ・命とくらしを守る生活保障ですべての人々を包摂する社会
 - ・あらゆる分野において分断を生まない持続可能な社会
 - ・働き方・くらし方を柔軟に選択できる社会

1. 命とくらしを守る生活保障(セーフティネット)が確立され、働き方・くらし方を柔軟に選択できる安心社会

- ・「命とくらしを守る」には、個人の尊厳とジェンダー平等が必須。
- ・一人ひとりの命を守る医療・介護・公衆衛生体制を抜本的に強化する。
- ・様々な困難(休業、失業、疾病、加齢、障がいなど)に直面した際に、必要とする支援・サービスを、誰もが分け隔てなく簡便かつ迅速に受けられる、命とくらしを守る生活保障(セーフティネット)を張り直す。
- ・年齢、性別及び性的指向・性自認(SOGI)、国籍・人種、障がいの有無・就労形態など多様性を認め合い、互いに支え合う、平時はもちろん、危機対応時においても、居場所と出番のある社会をつくる。
- ・公平・公正なワークルールのもとで、誰もがその希望にもとづいた働き方・くらし方を柔軟に選択し、社会に参加することができる活力あふれる社会をつくる。

2. 将来世代へ希望が繋がる持続可能な社会

- ・世代を超えて一人ひとりがつながり合い、互いに支え合うという考え方を育む。
- ・子育て・教育を未来への責任として社会全体で支える。
- ・必要な負担を将来世代へ付け回さず公平・公正に分かち合う。
- ・所得や社会的リスク・コストの偏在を是正し、低所得層・中間層を底上げする。
- ・税や社会保障の再分配機能の強化と、将来に責任を持てる財政の確立によって、持続可能な社会をめざす。

3. 命とくらしを中心に据えた新しい資本主義

- ・過度な自己責任論、競争万能主義、株主至上主義から脱却する。
- ・株主のみならず、従業員、消費者、取引先、地域社会など多様なステークホルダー(利害関係者)への利益の公正な分配、経済と生活における安全保障という視点にもとづく国内供給体制や純国産エネルギーの確保など、一人ひとりの命とくらしを支え合う経済システムや低廉で安定かつ低炭素なエネルギーシステムを確立する。その際には二項対立的思考に陥ることなく、科学的知見に依拠するとともに、雇用の公正な移行を維持する。
- ・気候変動、感染症対策、貧困問題や巨大企業への富の集中、金融危機など地球規模課題の解決に取り組み、「人間の安全保障」の観点から国際社会に積極的に貢献するとともに、「誰一人取り残されることのない社会」をめざす。

- ・個人情報保護や自己情報に関する権利に配慮したデジタル・トランスフォーメーション（デジタル技術による変革）をはじめとする技術革新によって、くらしの質の向上と安全・安心の確保、産業競争力の飛躍的な向上を図る。

4. 「新しい豊かさを地方から」創り出す、地域が主役となる社会

- ・行き過ぎた人口集中を是正する。
- ・それぞれの強みや地域資源を生かし、豊かなくらしや良質な仕事が創り出される、分散型で活気ある地域社会をつくる。
- ・国から地方自治体への権限・財源の移譲、住民参加によるまちづくり、地域の多様な主体の協働（新しい公共）による必要なサービスの充足や地域おこしなどにより、災害に強く、地域の創意工夫が活かされ、地域が主役となる社会をめざす。

5. 健全な民主主義と機能する政府・地方行政

- ・左右の全体主義を排し、多様な価値観を否定せず熟議を尽くす中道の精神を重んじ、建設的な議論が行われ、民意が反映される政治行政をめざす。
- ・主権者教育の取り組みを抜本的に強化し、国民・市民の政治へのより積極的な参加を呼びかける。
- ・情報開示と説明責任が果たされる透明性の高い政治行政を確立する。
- ・デジタル技術の活用を含め、効率性と危機への備えを併せ持ち、機能する政府・地方行政及び議会を確立する。

以上

新型コロナを口実として

最低賃金を引き上げないことは許されない

河添 誠（最低賃金大幅引き上げキャンペーン）

40県で引き上げ答申、最高3円

中央最低賃金審議会の答申が、新型コロナウイルス感染症の拡大を理由に「現状維持が妥当」とした。このことによって、ここ数年の十分ではないながらも引き上げが続く傾向が止まることとなった。

都道府県ごとの地方最賃審議会での答申は、40県で最賃を上げる答申が出た。ただし、最高でもわずか3円の引き上げで、青森、岩手、山形、徳島、愛媛、長崎、熊本、宮崎、鹿児島県の9県。茨城、香川など14県が2円、宮城、神奈川など17県が1円上げる。一方、東京、大阪など7都道府県は据え置かれた。

引き上げ後の最低賃金の最高額は東京の1013円のままで、1000円を超えるのはこれまでと同様に東京、神奈川だけ。最低額は792円になり、秋田や鳥取、高知、大分など7県。東京が上げないことで、最高額と最低額の差は221円と、現行より2円縮まる。

低水準、地域間格差も解消されず

最低賃金をめぐっては、全体としての水準がOECD各国の中でも標準的賃金と比べて最賃の水準が低すぎることが指摘されているが、全体の引き上げが止まったことにより、その問題が放置されたままになった。

また、地域間格差が大きいことが大問題になっているわけだが、これを最高額の東京都の最賃を据え置くことによって、地域間格差が縮小したという形式だけを整えたことになる。地域間格差の拡大も、最賃水準の低い県を大幅に引き上げるといった方法をとらずにいるという点で放置された。

雇用が守られれば、最賃は引き上げなくても良いのか

今回の最賃闘争は、歴史に残る大敗北となりつつあるといえよう。

ところが、この最賃引き上げの停止状況が、労働運動全体で「大敗北」とはとらえられて

令和2年度 地域別最低賃金 答申状況				
都道府県名	ランク	改定額【円】 (※1)	引上げ額【円】	発効予定年月日 (※2)
北海道	C	861 (861)	- (※3)	- (※3)
青森	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
岩手	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
宮城	C	825 (824)	1	2020年 10月1日
秋田	D	792 (790)	2	2020年 10月1日
山形	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
福島	D	800 (798)	2	2020年 10月2日
茨城	B	851 (849)	2	2020年 10月1日
栃木	B	854 (853)	1	2020年 10月1日
群馬	C	837 (835)	2	2020年 10月3日
埼玉	A	928 (926)	2	2020年 10月1日
千葉	A	925 (923)	2	2020年 10月1日
東京	A	1,013 (1013)	-	-
神奈川	A	1,012 (1011)	1	2020年 10月1日
新潟	C	831 (830)	1	2020年 10月1日
富山	B	849 (848)	1	2020年 10月1日
石川	C	833 (832)	1	2020年 10月7日
福井	C	830 (829)	1	2020年 10月2日
山梨	B	838 (837)	1	2020年 10月8日
長野	B	849 (848)	1	2020年 10月1日
岐阜	C	852 (851)	1	2020年 10月1日
静岡	B	885 (885)	-	-
愛知	A	927 (926)	1	2020年 10月1日
三重	B	874 (873)	1	2020年 10月1日
滋賀	B	868 (866)	2	2020年 10月1日
京都	B	909 (909)	-	-
大阪	A	964 (964)	-	-
兵庫	B	900 (899)	1	2020年 10月1日
奈良	C	838 (837)	1	2020年 10月1日
和歌山	C	831 (830)	1	2020年 10月1日
鳥取	D	792 (790)	2	2020年 10月2日
島根	D	792 (790)	2	2020年 10月1日
岡山	C	834 (833)	1	2020年 10月1日
広島	B	871 (871)	-	-
山口	C	829 (829)	-	-
徳島	C	796 (793)	3	2020年 10月3日
香川	C	820 (818)	2	2020年 10月1日
愛媛	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
高知	D	792 (790)	2	2020年 10月3日
福岡	C	842 (841)	1	2020年 10月1日
佐賀	D	792 (790)	2	2020年 10月2日
長崎	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
熊本	D	793 (790)	3	2020年 10月1日
大分	D	792 (790)	2	2020年 10月1日
宮崎	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
鹿児島	D	793 (790)	3	2020年 10月3日
沖縄	D	792 (790)	2	2020年 10月3日
全国加重平均		902 (901)	1	-

※1 括弧内の数字は、改訂前の地域別最低賃金額
 ※2 発効予定年月日は、異議申立てがなかった場合の日付
 ※3 地域別最低賃金について、現行どおりの答申があった場合には、当該地域の労働局長は改正決定を行わない。

いないようなことが気になる。それは、「新型コロナで経済状況が悪化しているのだから、雇用を維持することを先行させて賃上げは譲るしかないのではないか」という考え方が一部に強い影響力をもっているからではないかと危惧している。

では、新型コロナによる雇用環境、労働者の生活はどうなっているだろうか。

新型コロナが拡大する中で、雇用が大きく不安定化している。新型コロナ関連での解雇・雇止めは、厚労省が発表しているだけでも5万2000人を超えている。その多くが非正規労働者である。

収入が大幅に減少する中で家賃を払えなくなるという人も増えている。国の住居確保給付金の利用は、昨年の90倍以上の申込者があり窓口は対応が追い付かない状況となっている。その多くは、解雇・雇止めにあたり、仕事を減らされた非正規労働者である。

新型コロナ災害によって、非正規労働者の雇用破壊は、正社員の雇用破壊よりも確実に先行している。非正規労働者は、すでに「雇用」を失いつつある。「雇用を守るために、賃金で譲歩する」というのは、非正規労働者にとってはすでに前提から崩れている。

しかも、この状況下で、最低賃金の引き上げも止まったとなれば、どうだろうか。非正規労働者の70%以上を占めるパート・アルバイトは、もともと最低賃金に近い賃金水準で働いている。

非正規労働者にとって、現在の状況は、コロナを口実として「雇用も、賃金も失う」という状況なのである。

非正規労働者の雇用とくらしを守る労働運動を

では、「雇用のために、賃上げを譲歩する」というイデオロギーがどうして浸透していくのだろうか。それは、最低賃金と近い水準で働く非正規労働者との連帯が労働運動の中で中心にすわっていないからだとは私は考える。

労働運動は、「雇用か、賃金か」というイデオロギー攻撃に動揺してきた。リーマンショック後の労働市場について、日本経済新聞は、「雇用が維持された」と書いた。非正規労働を大量解雇して正社員の雇用が維持されたことをそのように評価していた。そのことが、コロナ災害の下でも繰り返されつつある。「非正規労働者を見捨てて正社員の雇用を守る」ということを「雇用が維持された」と評価することを許してはならない。

「雇用も、賃金も」と大きく主張しながら非正規労働者との連帯を中心に据えた労働運動をつくっていけるかどうか。そのことが問われている。

そして、その中心には、最低賃金を大幅に引き上げて非正規労働者の生活を守ることが据えられるべきだろう。今回の最賃をめぐる状況を「大敗北」と認識することは、その大きな前提となる。

悔しいことだが、ここから運動を新たに組み替えていきたい。

＜最賃・四国キャラバン報告＞

「最賃 1500 円実現、J A L 解雇撤回」をアピール

—各県で労働局交渉、街宣、プラ立ち、最賃学習会行っ—

河村 洋二（四国キャラバン実行委員会事務局長）

きつかったが「やってよかった」四国キャラバン

8月17日～20日まで4日かけてJ A L 不当解雇撤回と最低賃金の大幅引き上げを求める「J A L 闘争支援・全国一律最賃 1500 円の実現を求める四国キャラバン」を実施しました。



折からの猛暑にコロナ禍が心配で最後までキャラバン実施に迷いましたが、J A L 闘争や最賃春闘への思い、春からの実行委員会討論の積み上げ、そして「沈没春闘」や「沈没最賃」（中央最賃審議会のゼロ答申）への怒りもあって実施を決意しました。結果は、「来年もやろう」、「やれたらいいね」といった期待や希望が寄せられ、実行委員会（1地区労5産別30団体、27000人）としては、「やっ

てよかった」「頑張ってたかった」と総括できそうで、ホッとしているところです。

キャラバンの日程は一口で言って少々きつい無理筋の強行軍となりました。17日徳島を出発して18日高松→19日高知→20日松山と連日8:00から20:00まで労働局交渉、街宣、プラ立ち、最賃学習会など選挙闘争並みのスケジュールで、現地実行委員会や世話人（現地責任者）には大きな迷惑をかけました。彼らの援助と奮闘がなければキャラバンを成功させることはできませんでした。

「今すぐ上申を」（香川）「（うちも）上申する」（高知）

労働局交渉は、交渉団6人～10人（J A L 闘争団2名含）で、各県60分～90分かけ下記の「要求事項」（6項目）を強く要請しました。当局は賃金室長他2～3人の対応でした。

- 1、J A L 解雇争議の早期解決を図るよう厚労省としてJ A L を指導すること。
- 2、最低賃金を1500円に引き上げ、生活保護基準以上とすること。
- 3、最低賃金を全国一律とし、地域間格差や東京一極集中の弊害をなくすこと。
- 4、最低賃金の引き上げに伴う中小企業の経営圧迫には政府支援（税、社会保険料の減免など）を行うこと。
- 5、最低賃金審議会の公開制度を本審だけでなく専門部会にも拡充すること。
- 6、地域最賃審議委員は全のナショナルセンターから最低1人は選出すること。

これに対し労働局の回答、見解は基本的に同じようなものでした。すなわち「ご要望は必ず上申しますが、私どものところで、ああする、こうするとは言えないのでご理解ください」というよくある事務的な対応である。交渉団としては「では、よろしく」というわけにはいかないで現場の声や生活・労働実態にもとづく追加質問、そして曖昧な回答には突っ込みを入れて、当局の姿勢を正しました。

徳島労働局では「最賃が低すぎる。実質、生活保護基準以下だ。生涯で 2000 万円にもなる地域間格差は許されない」、「中央最賃審議会の目安ゼロ答申は、最賃審議会の責任放棄も甚だしい」と厳しく抗議しました。

香川労働局では J A L 争議の早期解決について「機会があれば伝える」との回答に「機会があればではなく、今すぐ伝えてほしい」との突っ込みを入れ「そうします」(労働局)と約束させました。

高知労働局では J A L 争議の早期解決について「上申できない」との回答があり「おかしい。徳島、香川ではしっかり上申するとの回答であった」と当局の姿勢を正し、賃金室長に「再検討」約束させました。翌日、労働局より「必ず上申する」との連絡が届いた。

愛媛労働局では「最賃専門部会の公開」に対して「公開する考えは広がってきている。今はどういう場合に非公開とするか議論されている」との回答があり、若干の展望を感じました。われわれの継続した取り組みの必要性を認識できました。

最賃学習会に 130 人、カンパ 63306 円

プラ立ち・街頭宣伝(7ヶ所、110人)の前後をテープ街宣でつなぎながら、夜は各県で最賃学習会に取り組みました。学習会には4県で約130人が参加、まず「J A L 闘争の現状」や「最賃闘争」について DVD 観賞を行いました。その後、講師から最賃闘争の現状について報告を受け、「低すぎる最賃額」や「最賃格差がうむ東京一極集中問題」、「実態にそぐわない最賃委員の選出」、「自民党も賛成する全国一律最賃制」など最賃制度の矛盾や問題点を学びました。なお、学習会会場や「安保法制破棄 19 統一集会」(高知)ではキャラバン支援のカンパ活動も行われ、全体で 63306 円が集約されました。

最賃問題を全労働者の課題に、そして最賃春闘に

人間らしい生活ができない最低賃金に縛り付けられている労働者は 500 万人をこえるといわれている。最低賃金の大幅引き上げと制度改革は、喫緊の社会的問題である。70 年代の年金スト同様、最賃ストが組織されてしかるべきではないか、と思いつつのキャラバンであった。また多くの改善点も含めて「来年もやろう、やらねば」との意を強くしたキャラバンでもあった。これを機に最賃春闘を強化、発展させ、最賃問題を全労働者の課題にしたいものである。



< 広 島 >

広島地方最低賃金審議会へ意見陳述

上関 英穂（郵政ユニオン広島県協議会事務局長）

郵政ユニオン広島県協議会は、8月3日に広島労働局で開催された広島地方最低賃金審議会に意見書を提出しました。7月22日に中央審議会がゼロの答申を出したのを受け、大幅な引き上げによって最低でも全国一律最賃を実現するよう求めたものです。これと同時に、広島県協議会の岡崎議長が、非正規労働者の立場で昨年に引き続き意見書を提出しています。（次ページ資料参照）

この日は郵政ユニオンの意見陳述も認められ、上関事務局長が「憲法25条第2項に定められた生活向上に向けた国の努力義務や、不採算部門を中小下請けに押しつけた大企業の責任を根拠に、コロナの危機で操業もできずに苦境に立たされた中小零細や個人事業者、最賃の額に大きな影響を受ける労働者に税金や内部留保が投入されるべき」と国や大資本の社会に対する役割を訴えました。

審議会の中では、中小企業の生産性向上等に係る支援策ということで、労働局より業務改善助成金やキャリアアップ助成金などいくつかの助成制度の説明が行なわれ、経営側委員もこの数年の最賃上昇分をこうした助成金により食い繋いできたと意見で述べました。しかし、こうした業務の効率化やマンパワー高揚の各施策は、私たちの知る限り、労働者を選別し人減らしの道具として利用されるだけであり、「雇用の喪失」もしくは「正規から非正規への置き換え」を助長するものでしかありません。事実、最低賃金の額は毎年引き上げられてきたにも関わらず、平均賃金は下がり続けてきました。税金の使われ方が間違っているとしか言いようがありません。

広島の答申は「会社」や「雇用」を守るため「時給を1円も上げられない」というものでした。時給1円の引き上げは年間で2千円ほどの引き上げでしかありません。最低賃金での生活、それによって得られる将来の年金生活。この審議会の委員たちは、市民に対し「大丈夫、このままでも自立できます」と説明できるのでしょうか。人々の「暮らし」を主語にした議論をしてもらいたいものです。

すべての人が差別と貧困から解放されなければならない。これは世界共通の願いです。しかし今年の答申は、労働者とその家族をさらなる貧困に追い込むものです。私たちは、審議会を広く市民に公開させ全国一律最賃を早期に実現することこそ、地方の貧困化に対する歯止めと考えます。

<資 料>

2020年7月25日

広島地方最低賃金審議会 御中

郵政産業労働者ユニオン
広島中央支部 岡崎 徹

2020年広島県最低賃金改定の審議にむけての意見書

総務省が今年の1月30日に発表した人口移動報告によると、広島県の転出超過数は8000人を超え、全国でトップの数字となりました。政令指定都市である広島市ですら、転出超過となっています。私はこのことに大変危機感を覚えています。

私は日本郵政の非正規社員として働いています。月収が手取り20万円前後、年2回のボーナスもごくわずか。3人の息子を育てるには厳しい金額です。長男は高校卒業後、県外の大学に進学、すべて自活しながら卒業、そしてこの4月東京の会社に就職しました。次男は高校卒業後、兄を頼って東京に行くそうです。三男も然り。行きたい学校に行ってやりたい仕事をすればいい、そう育てた結果、彼らに広島という選択肢は残りませんでした。30年前の広島と何かが違うのです。

その何かとは「世代の喪失」です。私が10代から20代にかけての、当時の広島の活況を今とても懐かしく感じます。市内の中学校はどこも1学年で8クラスいや10クラスありました。学生数の多い大きな大学も市内にありました。本通りを歩けば、週末は大変な賑わい、10代から20代の若者が楽しそうに闊歩していました。ほとんどの若者が広島の企業に就職し広島で働くことが当たり前でした。危機感の原因は、若い活力が失われつつあるのではないかという生活上の実感です。そして今後も若者の県外流出に歯止めがかからないのではないかということに危惧しています。今までにこんなに元気のない広島を経験した事はありません。

委員の皆様をお願い申し上げます。最低賃金をあげてください。それだけではありません。それに伴う事業者支援、経営上の優遇措置を講じるための提言をしてください。経済的側面だけではありません、子育て支援、住居支援、ありとあらゆる施策を講じなければならない重大な局面が、今ここ広島には迫っていると考えられます。中央審議会ではゼロ回答でした。だからこそ、広島は金額を上げるべきです。少しでもいいからあげることによって、広島は県民の明日の生活のために努力しているんだという姿をアピールしていただきたい。そしてそう遠くないうちに、最低でも1500円、1600円のレベルまであげてください。広島を元気付けていただくようよろしくお願いいたします。

以上

< 神奈川 >

1 円アップの時給 1012 円を答申

米山 哲朗（全国一般神奈川）

1 票差で 1 円アップの会長提案を採択

中央最賃審議会が 2020 年最賃の目安を示せず、「現行水準維持が適当」という答申の中、地方の最賃審議会では、1～3 円のアップの答申が多く出されている。神奈川最賃審議会も 8 月 5 日に 1 円アップの 1012 円の答申を出した。

経営者側委員は、最賃が上がると倒産が増え、雇用が守れないと最賃のアップに強く反対した。大企業の利益優先の経済の仕組みを棚上げし、しわ寄せを非正規労働者に押し付けるやり方である。7 月 31 日の第 408 回審議会での意見陳述から 3 回に渡る神奈川の最賃審議会の小委員会の議論は非公開であるが、労働者側委員からも当然、エッセンシャルワーカーの多くが最低賃金に張り付いた賃金で懸命に働いていること、最賃のアップの必要性の主張があり、合意には至らなかった。

そして最終的には、公益委員会長の 1 円アップ提案が出され、経営側 5 人、公益委員 2 人が反対し、労働側委員 5 人と、公益委員 3 名の賛成を得て会長案はかろうじて可決された。このギリギリの攻防になぜ追い詰められているのか考えなければならない。最低生計費に基づいた最低賃金の審議ができていなくて、中央最賃の「現行維持」を超える数字的根拠を示せていないことの必然的結果ではないのか。

最賃闘争の強化を

今日、最低賃金は、非正規労働者の賃金の底支えとなっている。その最低賃金に張り付いて働く労働者が非正規の半数近くに及ぶ。結果的には、政府の「雇用優先」を口実とした低賃金政策としての最賃据え置き方針がまかり通り、コロナ禍でますます非正規労働者に矛盾が集中する状況になっている。

企業内労組が、非正規を組織化し得てこなかったことにより最賃で働く労働者の意見は表に出て来ないし、最賃の審議に反映されていない。非正規労働者には、生活と雇用を優先せざるを得ない現実がある中で、最賃で働く非正規の声を反映させる労働運動側の取り組みが求められている。今日、各労働組合への、労働相談は増えていく傾向にあり、最賃アップの運動は労働組合が地域的課題に対応し得るのか否かを問う試金石となっている。

また、これまでの、ともすれば「全国加重平均 1000 円を目指す」という安部政権のかけ声に依拠してきた最賃運動の限界を超えていかない限り、最賃アップ運動の前進はない。コロナ禍で、最賃に張り付いて働く非正規労働者と共に、全国どこでも今すぐ 1000 円以上、最低賃金 1500 円を実現させよう。

< 栃 木 >

意見陳述で最賃引上げの必要性を主張

嶋田 泰治（わたらせユニオン書記長）

最低賃金引き上げの地方での取り組みとして、栃木県における現状を報告したい。

意見書提出、審議会傍聴

佐野地区労とわたらせユニオンは、2007年から毎年、栃木最低賃金審議会に対して意見書の提出、審議会傍聴、審議会における意見陳述、異議申し出などに取り組んできた。

意見書の主な内容は、①普通に生活できる最低賃金額への引き上げ、②地域間格差を是正し、全国一律賃金を実現すること、③専門部会を含め、最低賃金審議会を全面公開すること、である。



栃木コープ労組と一緒に労働局前行動

栃木県では、生協労連の栃木コープ労働組合も意見書の提出、審議会の傍聴などに取り組んでおり、現在は、最低賃金審議会が開催される度に、労働局前で一緒に最低賃金引き上げの横断幕を掲げてスタンディングに取り組んでいる。

毎年工夫する意見書の内容

最低賃金審議会における意見陳述は、栃木では2016年から1団体5分程度ということで、第2回最低賃金審議会において発言することが認められている。

意見陳述はできる限り委員の議論になりそうな内容を取り上げている。一昨年はコンビニの募集賃金を取り上げ、昨年は宇都宮市における生活保護との具体的比較を取り上げた。

日本の最低賃金が低く抑えられてきた要因の一つが、中小零細企業の支払い能力論である。一昨年の意見陳述では、栃木県内のコンビニ大手3社（セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート）の募集賃金を調べ、かなりの部分が最低賃金、もしくはその近傍の募集賃金であることを明らかにした。コンビニの本社は、フランチャイズという制度を利用して、最低賃金ギリギリの募集賃金で、数百億円から1千億円を超えるような利益を計上していた。コンビニ大手のような大企業が、最低賃金制度の恩恵に浴しているのが実態であることを明

らかにした。

日本の最低賃金は、2007年の最低賃金法の改正によって、生活保護施策との整合性が取り入れられた。その後、毎年、生活保護と最低賃金との比較をしており、2014年以来、すべての都道府県において生活保護との逆転現象は解消されたとされている。昨年意見陳述では、宇都宮市における生活保護の具体的内容と、最低賃金で得られる収入を比較した。その結果、生活保護との逆転現象はいまだに解消されておらず、シングルマザーが生活保護と同程度の生活をするためには、栃木県の最低賃金では、1か月70時間以上の時間外労働をしなければならないことを明らかにした。

意見陳述の後、質問の時間を設けてあったが、審議会委員からの質問は全くなく、意見陳述で議論を仕掛けようとしたが、黙殺されてしまった。

今年度の意見陳述では、2008年のリーマンショック後の日本の最低賃金の抑制、政府の低賃金政策がデフレからの脱却を困難にしたのは明らかであり、コロナ禍の中で同じ過ちを繰り返してはならないと訴えた。また「エッセンシャルワーカー」と呼ばれる人たちの多くが、最低賃金近傍で働いており、そうであるからこそ今年度、大幅な最低賃金の引き上げが必要であると主張した。さらに、専門部会の議論が公開されていないため、答申に対する異議申し出は、意見書の繰り返しになってしまい、実りのあるものになっていないので、専門部会を公開するか、議論の概要だけでも早急に公開するよう訴えた。

異議申し出をしたが却下される

栃木では、1円引き上げとする答申が出され、異議申し出を行ったが、却下された。

10月1日には854円の新最低賃金が発効する。コロナ禍が続く中で、最低賃金の引き上げの重要性はいっそう増している。地域間格差の問題もあって、地方では最低賃金に対する関心は高い。目に見える運動を展開して最低賃金引き上げの大きな運動をつくっていきたい。

<編集後記>

安倍首相が辞任した。政権側の立て直しは素早い。新総裁が首班指名を受け、新たな内閣の支持率が高ければ、総選挙の可能性は極めて高い。野党側の政党再編が始まっている。連合が総がかり行動に近づくのか、総がかり行動が右にシフトするのか、選挙のための揺れ動きなのか、よく分からない。分かっていることは、現場に足を置いた運動をつくることである。

政党と労働運動の関係、共闘や統一戦線のあり方、そして今までの労働組合活動の反省点など、問題が一挙に吹き挙げてきた。労運研も、今後の活動をどのように進めたら良いのか、大いに議論しなければならない。

今号は、最低賃金闘争の特集になった。現場の声を、現場の闘いを共有するところからしか団結はつくられないとの思いからである。次号は、20条裁判の最高裁弁論の動きを報告しながら、職場の差別問題を取り上げてみたい。投稿をお待ちしています。(I)